

# 播種前入札取引の概要

## I 目的

天候等により供給量が大きく変動している国産大豆について、生産者、実需者双方の経営リスクを低減させるために、現在の収穫後に価格を決める取引に加え、播種前に価格を決める「播種前入札取引」を新たに導入することで、国産大豆の安定取引を図る。

## II 概要

1. 実施時期 : 毎年4月に1回実施
2. 上場銘柄 : 各売り手ごとに、生産見込み数量1,700t以上の産地品種銘柄  
(1,700tに満たない銘柄についても、売り手の判断により、任意に上場することが可能)
3. 上場数量 : 上場対象の産地品種銘柄毎に、生産見込み数量の10分の1以上
4. 参加要件 : 問屋等が参加する場合は、販売予定先である加工業者との結び付きが必要(買い手登録時に販売予定先リストを提出)  
加工業者が参加する場合は、重複入札を防ぐため、
  - ① 自らが買い手として入札に参加する場合は、問屋等に買付委託を行うことはできない
  - ② 複数の問屋を通じて入札に参加することはできない
5. 上場方法 : 産地品種銘柄毎に、一口9.9tとする口数単位により一括して上場  
粒大については、大粒及び中粒品種については「大粒」、小粒及び極小粒品種については「小粒」として上場。  
等級などの品位については、売り手の判断により設定。(品位指定が可能な産地品種銘柄については、品位指定の対価額を上場時に示す)  
例: ○○県産フクユタカ 大粒 普通大豆2等～1等 上場数量100口(990t) 1等指定240円/60kg
6. 現行入札との関係 : 現行入札取引の上場目標である「販売予定総数量の1/3以上を上場」については、「播種前入札と現行入札で上場する数量をあわせて1/3以上の上場を目指す」とする。
7. 結果の公表 : 4月末に、産地品種銘柄毎の平均落札価格、落札数量等を公表

# 国産大豆の播種前入札取引の導入について

(現行取引)

## 収穫後入札取引

市場開設者: 第三者機関  
結果公表: 平均落札価格等  
集荷数量の1/3以上を上場

## 相対取引

(収穫後入札価格を指標として取引)

## 契約栽培取引

数量は播種前に契約し  
収穫後入札価格を指標として取引

大豆収穫後の11月から翌年7~10月まで  
10回程度入札を行い、その価格を指標として、  
相対取引及び契約栽培取引を実施

(平成30年度以降)

(播種前取引)

## 新たに 播種前入札取引導入

## 播種前入札取引

市場開設者: 第三者機関  
結果公表: 平均落札価格等  
生産見込み数量の概ね1割を上場

(収穫後取引)

## 収穫後入札取引

市場開設者: 第三者機関  
結果公表: 落札平均価格等

## 相対取引

(入札価格を指標として取引)

## 契約栽培取引

(数量は播種前に契約し、入札価格を指標として取引)

播種前入札取引については、大豆播種前の4月に1回実施予定(収穫後の取引については概ね現行どおり)。  
29年産で試験導入、30年産から本格導入の予定。

## 播種前取引導入によるメリット

### 【生産者】

- 作付前に決まった価格で一定量の売り先を確保することができるため、経営計画を立てて安定的な経営を行うことが可能。

### 【実需者】

- 作付前に決まった価格で原料大豆を調達できることにより、あらかじめ商品の生産計画を立てることが可能。
- 収穫後取引における、作柄による大幅な価格変動に対するリスクヘッジを行うことが可能。